

豊川市・音羽町・御津町合併協議会  
会議録  
(第1回)

豊川市・音羽町・御津町合併協議会第1回会議 会議録

日 時 平成19年6月22日（月）午後1時30分開会  
会 場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

◎出席者

・会長

豊川市長 中野勝之

・委員

1号委員（副会長）

音羽町長 宇都野 武  
御津町長 深谷 泰範

2号委員

豊川市副市長 寺部 富士雄  
音羽町副町長 前 岨 健 朗  
御津町副町長 山 口 惠 三

3号委員

豊川市議会議長 鈴 川 智 彦  
音羽町議会議長 芝 田 久仁夫  
御津町議会議長 波多野 文 男

4号委員

豊川市議会副議長 波多野 年  
音羽町議会副議長 関 森 安 次  
御津町議会副議長 山 本 和 美

5号委員

豊川市議会議員 美 馬 ゆきえ  
豊川市議会議員 中 村 直 巳  
豊川市議会議員 米 谷 俊 子  
豊川市議会議員 野 中 泰 志  
音羽町議会議員 二 村 良 子  
御津町議会議員 鈴 木 總 治

6号委員

豊川市 学識経験者 小 川 孝 生  
音羽町 学識経験者 青 井 茂 夫  
音羽町 学識経験者 堀 内 幸 江  
御津町 学識経験者 川 口 丈 弑  
御津町 学識経験者 鈴 木 冷 子

## 顧問

愛知県東三河事務所長 林 昇 平

## ◎欠席者

豊川市 学識経験者 白井 俊子

## 出席した事務局職員

事務局長 本 多 俊 一 (豊川市)

事務局次長 大 竹 隆 夫 (豊川市)

主幹 鈴 木 真 喜 生 (音羽町)

主幹 二 村 敦 人 (御津町)

主査 手 塚 巧 朗 (豊川市)

## 議事日程

- 1 開会
- 2 正副会長あいさつ
- 3 委員、顧問及び事務局職員紹介
- 4 来賓あいさつ
- 5 報告事項
  - (1) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置までの経緯について
  - (2) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置に関する協議書について
  - (3) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約に関する協議書について
  - (4) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会幹事会設置要綱について
  - (5) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会専門部会設置要綱について
  - (6) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会分科会設置要綱について
  - (7) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局規程について
  - (8) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会財務規程について
  - (9) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程について
- 6 協議事項
  - (1) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会運営規程（案）について
  - (2) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会会議傍聴規程（案）について
  - (3) 平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会事業計画（案）について
  - (4) 平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計予算（案）について

- (5) 合併協定項目（案）について
- (6) 新市基本計画骨子（案）について
- (7) 「合併の方式」について
- (8) 「合併の期日」について
- (9) 「新市の名称」について
- (10) 「新市の事務所の位置」について
- (11) 「議会議員の定数及び任期の取扱い」について
- (12) 「一般職の職員の身分の取扱い」について
- (13) 「地域審議会等の設置」について
- (14) 「特別職の職員の身分の取扱い」について

## 7 その他

- (1) 合併協議会第2回会議について

日時 平成19年7月2日（月）午後1時30分から

会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

- (2) その他

## 8 閉会

事務局

皆様、大変長らくお待たせをいたしました。

本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、合併協議会事務局の本多と申します。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の会議の座席につきましては、1号委員から6号委員の順に指定させていただいております。

委嘱状につきましてはお手元にお配りさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、会議の開催に当たりましては、後ほど傍聴規程の協議をお願いいたしますが、委員の皆様から事前に傍聴についてお許しをいただいておりますので、会議の初めから傍聴人の方に入室いただいておりますことをおことわりさせていただきます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから豊川市・音羽町・御津町合併協議会第1回会議を開催させていただきます。

初めに、開会に当たりまして、正副会長からそれぞれごあいさつを申し上げます。

なお、正副会長につきましては、合併協議会規約第6条により、会長は豊川市長、副会長は音羽町長、御津町長とされております。

それでは最初に、当協議会の会長であります中野勝之豊川市長がごあいさつ申し上げます。

会長（豊川市長） 会長をお引き受けしております、豊川市長の中野でございます。

きょうは、これまで合併の關係に携わってきた方々、歴史的な第1回の合併協議会ということで、お忙しい中お引き受けいただいた方ばかりでございまして、ご参加いただいた方々に厚くお礼を申し上げます。

また、きょうは県会議員の先生方、さらには県の総務部長の今井様を初め来賓各位にもご参加いただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

考えてみますと、音羽町議会で編入合併ということで、本市、私や議長さんにお申し出いただいてから長い年月がたちました。そして、その間、県の方々、非常に住民説明とかいろいろなことのご努力された経過を思い出しますと、きょうの日を迎えるまでに本当に大勢の方々がこれにご参加いただき、そして、ここまでこぎ着けてきたということで、深く感謝申し上げたいと存じます。

私は、市長に就任してから、思い起こしてみますと、この6年間、合併に始まり合併に明け暮れる日々を過ごしてきたわけでありまして。ご存じのように、最初は1市4町の合併に始まり、この時点においては対等

合併ということでしたが、若干早過ぎたのかなという反省の中で、理解を得られずにこの合併協議会は破綻いたしました。

その後、既に合併いたしました一宮町から、合併の申し出もございまして、昨年2月1日に合併いたしました。

そして、一宮町につきましてはもう既に1年半近く、同じ市民として頑張ってきたわけでありまして。融和といいますか、地域を愛する人たちの気持ち、これは私は非常にうまくいっているのではないかと、こういうふうにご認識しております。

この合併に携わって痛切に思いますのは、まちづくりと申しましうか、新豊川市をつくるために、これにかかわる地域の方々はどうやって自分たちのまちをつくっていくか、さらには郷土を愛する気持ちをどういう形で表現しようか、こういうことが新市の決定的な1つの、成功か、失敗かにかかわるのではないかと、こういうふうにご思うわけでは

結局、これまでの経過を見ましても、一宮町を愛する人々、音羽町を愛する人々、御津を愛する人々、長い伝統の中で本当に自分のまちづくりに励んできた人々が、こういった行政の枠が一本化されましても、私は、そこにやはり自分たちのまちが変わるわけではないので、それをどうやってさらに根気強くまちづくりをしていくか、これが私は勝負ではないかと、こういうふうにご思っております。

たまたまこういう役職の中で会長という重責を担うことになりましたが、私が常に思っているのは、こういう歴史的な中で、だれもがやったことのない、マニュアルのない方向に踏み出すわけでありまして。

人間のやるものには、完全とか完璧はないという気持ちでございまして。しかし、だれかがやらないと前へは進まない。時代は変わる、そして、世の中は進歩する。この中で先を見通したときに、私は、だれかがやらなければ、こういう気持ちでやってまいりました。

しかし、今日を迎えるに当たりまして、皆さん方ご参加いただいた方々の顔を拝見しますと、私は、必ず成功するであろうと、こう思っております。というのは、必ずいろいろなところに問題が出てまいります。その時に、改善し、改良しながら、これを次の世代に受け持つ、こういうことができれば成功すると、こういうことでございます。だから、来年1月と、一応日にちは切らせていただきましたけれども、しかしながら、成功するためには、さらに1年、2年、3年と、その改善の努力というものが必要であろうと、こういうふうにご思っております。

したがいまして、ご参加いただいた方々、私はそういう気持ちで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」、こういう人づくりの原点に立ってご協力をいただきたいと、かように思っております。

以上でもって会長としてのごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、副会長の宇都野 武音羽町長がごあいさつ申し上げます。

副会長（音羽町長） 皆さん、こんにちは。副会長の音羽町長、宇都野でございます。

日ごろは、音羽町に対しまして大変深いご理解とご協力をいただき、お礼を申し上げます。大変お世話になっておりますことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

音羽町におきましては、逼迫をしてまいります財政あるいは行政の組織や運営の問題、人口の高齢化、そして、国が進めておりますいろいろな改革の中で、基礎的自治体の役割を果たしていくためには合併は最も必要なことと認識をしているわけでございます。

合併を進めるに当たりましては、議会、行政、住民が一体となった合併を推進する立場が不可欠でございまして、三者の合併に対する機は熟したと私は解釈いたしまして、住民の生活圏域が一緒であります豊川市さんとの合併の必要性を痛切に感じまして、昨年3月28日に豊川市さんに対しまして合併協議の早期実現を申し入れたわけでございます。

その後、豊川市さん、あるいは豊川市議会さんの大変なご理解をいただきまして合併協議会が設立され、本日、第1回目の豊川市・音羽町・御津町合併協議会が開催されますことは大変感慨深いものがございまして、ご関係の方々に心から厚くお礼を申し上げたいと思うわけでございます。

来年1月の合併ということでございますけれども、大変短い限られた時間でございますけれども、合併について推進をしてまいります。しかし、合併となりますと、町民の中には不安を抱いている方もお見えだと思いますので、十分話をしながら納得のいく形で、後々合併してよかったですと、そう言われるようなことにせねばならないと思っているわけでございます。

今後とも、豊川市さん、豊川市議会の音羽町に対しまして大変温かいご配慮と豊川市民のご了解をいただきまして、この1市2町の合併を推進してまいりますので、どうか今日ご臨席いただきました愛知県の当局、並びに愛知県議会議員の諸先生方の一層のご配慮をお願い申し上げます。

最後になりますけれども、皆様方のご協力とご支援をいただきまして、無事に合併できますよう、よろしく願い申し上げます。簡単ではございますけれども、副会長としてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、副会長の深谷泰範御津町長がごあいさつ申し上げます。

副会長（御津町長） 副会長を仰せつかっております、御津の町長の深谷でございます。

第1回合併協議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日に至りますまで、豊川市を初めといたしまして、音羽町の皆様方、大変ご理解とご協力いただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げたいと思います。

ご存じのように、昨年9月に私ども町民の理解、議会の理解をいただきまして決議をさせていただきました。その後、5月に入りまして豊川市より受託の報告を受けまして、その後、大変なスケジュールの中ではありましたが、何とか本協議会に入れるような形に持ってきたわけがあります。

私ども職員も相当厳しい中、事務事業を進めてきておりますので、大変皆様方にこの間ご迷惑をおかしたことだろうというふうに思います。この場を借りて心からお礼やらおわびやらを申し上げたいというふうに思います。

この合併協議会がこれから進んでいくわけではありますが、最終的には1月の合併を目標に、それぞれが合意をもって合併をさせていただくということになろうかと思っております。まだまだ本町におきまして十分町民の方々がすべてを理解しているというわけにはいっていないわけでありませう。この合併協議会を通じまして、議会ともども力を合わせて多くの方に理解を求め、今後とも努力してまいり所存でございますので、これからもご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、本合併協議会が実りあるものになりまして、新市が発展されますように心からご祈念を申し上げまして、第1回目の協議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

引き続きまして、委員、顧問及び事務局職員の紹介に移らせていただきます。

委員及び顧問の名簿をお手元に配付させていただいておりますが、本日は初めての協議会でございますので、大変恐縮でございますが、委員

と顧問の皆様には自席で簡単な自己紹介をしていただきたいというふう  
に思います。

なお、ご来賓の方々は後ほど私の方からご紹介をさせていただきます。

それでは、2号委員の豊川市副市長の寺部委員から名簿の順によろしく  
お願いいたします。

寺部委員 豊川市の副市長の寺部です。一生懸命これから皆さん方と協議をさせ  
ていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

前岨委員 音羽町の副町長の前岨でございます。私も一生懸命頑張っていきたい  
と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

山口委員 2号委員の御津町の副町長の山口恵三と申します。協議会の協議をス  
ムーズに行われて、明年の1月にはめでたく新市が立ち上がりますよう  
に努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。よろ  
しくお願いいたします。

鈴川委員 こんにちは。3号委員の豊川市議会議長の鈴川といいます。私ども市  
議会でも、音羽さん、また御津さんの編入合併につきまして慎重に議論  
をいたしました。いろいろ各論はございましたけれども、議会におきま  
して、議員30人、28名の賛成多数ということで、お互いの苦労をともに  
しながら、この合併協議会、また、合併に向けて推進をしていきたいと  
いうような考えで、私も議員の立場として出させていただいております。  
どうかよろしくお願ひします。

芝田委員 音羽町議会の芝田です。議会という立場で住民に納得できるような合  
併ということで、住民に対して理解を求めながらがんばってやっていこ  
うと思っております。よろしくお願ひいたします。

波多野（文）委員 3号委員の御津町議会議長の波多野文男でございます。どうぞ  
よろしくお願ひいたします。

波多野（年）委員 4号委員の豊川市議会副議長の波多野 年です。どうぞよろし  
くお願ひいたします。

関森委員 同じく4号議員の音羽町議会の副議長の関森安次でございます。よろ  
しくお願ひいたします。

山本委員 4号委員の御津町議会副議長の山本和美といいます。どうかよろしく  
お願いいたします。

美馬委員 5号委員の豊川市議会議員、美馬と申します。1市4町の合併協議、  
そして、豊川・一宮の合併協議、そして今回の豊川・音羽・御津の合併  
協議通して委員を務めさせていただくことになりました。よろしくお願  
いいたします。

中村委員 5号委員の豊川市議会の中村直巳と申します。よろしくお願  
いいたします。

米谷委員 5号議員の豊川市議会議員、米谷俊子です。よろしくお願  
いいたします。

野中泰志 5号委員の豊川市議会議員、野中泰志です。どうぞよろしくお願  
いいたします。

二村委員 5号委員の音羽町の二村と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。

鈴木委員 5号委員の町議会議員の鈴木總治でございます。よろしくお願  
いいたします。

小川委員 6号委員の豊川市連区長会会長の小川孝生でございます。どうぞよ  
ろしくお願いいたします。

青井委員 6号委員の音羽町の青井でございます。実は、地元の住民でつくって  
おります合併を考える懇話会の代表をさせていただいております。よろ  
しくお願いたします。

堀内委員 6号委員の音羽町の堀内幸江でございます。教育委員をさせていただ  
いております。

川口委員 6号委員の御津町区長会長を務めています、川口丈弐と申します。ど  
うぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員 6号委員の御津町の鈴木冷子と申します。3つの市町、皆さんの町民  
がよかったと思うような形になる会でありたいと思います。よろしくお

願います。

林 顧問 県東三河事務所長の林でございます。当協議会の顧問として、県の事務所長としててお手伝いをさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。  
なお、本日、豊川市の学識委員の白井委員につきましては、所用のためご欠席でございます。

また、監査委員につきましては、豊川市の監査委員でございます荻野良一様、伊藤勝彦様、鈴木義章様に委嘱をさせていただいております。

次に、事務局職員でございますが、時間の都合上、お手元に配付してございます名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

私を含めまして5名の職員が豊川市、音羽町及び御津町から派遣をされており、合併協議会の事務を担当していきますので、何とぞご指導を賜りますようお願い致します。

続きまして、本日大変お忙しい中をご来賓の方々にお越しいただいております。まず、地元選出の愛知県議会議員の皆様方をご紹介させていただきます。

山本和明様でございます。

小林 功様でございます。

そして、鈴木彰伯様秘書、菊地弘美様でございます。

それでは、地元愛知県議会議員を代表いたしまして、山本和明様にごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

愛知県議会議員（山本） どうも皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介がございましたように、同僚県議もお見えになりますけれども、私が代表してあいさつをせよというご指名でございますので、大変僭越でございますけれども、私から一言ごあいさつさせていただきたいと存じます。

きょうは、豊川市・音羽町・御津町の合併協議会の第1回の大変記念すべき会議ということで、関係の皆様方がこのように一堂に会されまして、合併に向かつての第一歩を踏み出されたということで、まずもって心からお祝いを申し上げますと同時に、この協議会を中心として見事に合併が推進されますように、心から祈念を申し上げます次第でございます。

我々愛知県からも総務部長を初め皆さんもお出かけをいただいておりますし、また、過日、総務部の方から説明がございました。この地元か

らの要請を受けて何とか9月の定例県議会に乗せたいというような説明がございました。我々地元からお世話になっております県会議員としても、県に対してしっかり物を言いながら、全面的にこの協議会の意向を県政に反映をしていきたい、このように存じております。

先ほど豊川の市長さん、また、音羽、御津の両町長さんからごあいさつがございましたけれども、その所信のお気持ち、表明をお聞きしております。これは必ずうまくいくというふうには私は考えました。

現在、国・県のスタンスは、町村合併を推進をさせていく、それに基づいて行財政の改革を行いながら、腰の強い市町をつくり上げていくというのが現在の流れでございまして、きょうの会合は、そのような意味を含めて、まことに時機を得た第1回の会合だなど、このように思っております。

将来的には、やはり市町間の競争というものも今後進んでいきますし、また、我々県としても、将来的には道州制を踏まえながら足腰の強い愛知づくりというものを目指していかなければいけないと、このように存じているさなかでございまして、先ほど来お話が出ておりますように、豊川の市民の皆さん、御津の町民の皆さん、音羽の町民の皆さんが、豊川と合併をしてよかったと言われるような新豊川市というものをぜひともつくり上げていかななくてはならないというように思っておりますし、将来的には、ただいま申し上げましたように、市の中の競争というものもますます進んでいくわけでございますので、足腰の強い新豊川市が誕生できますことを心から祈念を申し上げる次第でございます。

大変記念すべき第1回の会議に来賓としてお招きをいただきましたことについて、責任を痛感いたしております。我々としても、皆様方とともに最大の努力を払ってまいりますことを、ここにお誓いを申し上げまして、一言来賓としてのお祝いの言葉にかえさせていただきたいと存じます。

大変本日はおめでとうございました。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

引き続きまして、愛知県総務部長の今井秀明様からお言葉をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

愛知県総務部長（今井） ただいまご紹介いただきました、愛知県の総務部長の今井でございます。

第1回のこの豊川市・音羽町・御津町の合併協議会が開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

また、日ごろから県政の全般にわたりまして、いろいろとご理解とご

協力をいただきましてまことにありがとうございます。

この合併をめぐる動きというものは地域の事情によりましてさまざまでございますが、合併を進める上で一番重要なこと、大切なことは、地域住民の皆様のご理解を前提といたしまして、関係されます市長さん、町長さん、それから議会議員の皆様方、それから職員の方々、すべての方々が一丸にされることであろうというふうに思っております。

この地域におかれましては、多くの経過をたどりながら合併に向けて取り組んでこられました。本日、この合併協議会の開催を迎えるに当たりまして、関係される皆様方のご決意、ご尽力に深く敬意を表する次第でございます。

県といたしましても、昨年12月に県の市町村合併推進構想を策定いたしました。皆様への合併に向けた熱く真摯な思いを受けとめさせていただきまして、豊川市さん、音羽町さん、それから御津町さんも合併構想の対象市町村ということで位置づけをさせていただきました。

こうしたことから、県といたしましても可能な限り支援をさせていただきたく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょうど昨年12月、先ほど申し上げた今回の合併支援推進構想を策定した、この時期ですけれども、国の方におきまして地方分権改革推進法、いわゆる新たな改革推進法が成立いたしました。第2期の地方分権改革が、ちょうどこの4月にスタートいたしました。この第2期分権改革におきましては、国と地方の役割分担が大きな命題となっているわけですが、明治21年以来続いております、この都道府県制度そのものを見直そうという議論が現在なされております。

しかしながら、都道府県制度を見直すというふうに言いましても、やはり地方分権の主役は住民に最も身近なところで活躍してみえます市町村でございます。住民サービスの提供を担ってみえる市町村が一番大事な主役でございます。従いまして、皆様方への期待、役割というものが、これからますます大きくなっていくものと思っております。

さまざまな課題に対処して要請にこたえていくためには、やはり市町村の行財政基盤を充実・強化することが不可欠でありますので、申すまでもありませんけれども、この市町村合併、その行財政基盤の充実・強化には、この市町村合併が一番有効な手段と言えるわけでございます。これからの時代にふさわしい地域づくりをぜひとも進めさせていただきたいと思っております。今後、いろいろと濃密な協議会、協議が進められていくと思っておりますけれども、本日ご出席の皆様方におかれましては、合併に向けまして一層のご尽力、ご努力をお願いいたしますように、心から期待いたしております。また、私ども県といたしましても、精いっぱいご協力をさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、合併に向けた取り組みを通じまして、この地域がさらなる発展を遂げられますよう心から祈念いたしまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、ここで県議会議員の皆様方と今井総務部長さんは、公務の都合で退席をされますので、よろしく願いいたします。  
ご多忙のところ、大変ありがとうございました。

[来賓退席]

事務局 それでは、本日の議事に入らせていただきます。  
議事の進行につきましては、協議会規約第6条第3項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会長 それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をお願いいたします。

本日の会議につきましては、先ほどございましたように、委員23人中22人のご出席をいただいております。したがって、協議会規約第8条第2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思っております。本日は、寺部富士雄委員と鈴木冷子委員のご両名をお願いいたします。

それでは、最初に報告事項でございますが、報告事項(1)「豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置までの経緯について」から報告事項(9)「豊川市・音羽町・御津町合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程について」まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項(1)から報告事項(9)までを一括して説明させていただきます。

初めに、報告事項(1)豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置までの経緯について説明させていただきます。

会議資料の1ページをごらんください。主な事項のみ説明させていただきます。

平成17年4月1日の合併新法施行後、音羽町におきましては、12月16日に同町議会において豊川市との合併を求める決議が可決され、平成18年3月28日に音羽町長及び音羽町議会議長から、豊川市長及び豊川市

議会議長に対して合併の申し入れがなされました。

これを受けて豊川市と音羽町は、6月19日に豊川市・音羽町合併研究会を設置し、両市町の事務事業を比較するなど合併に関する事務レベルの調査研究に着手いたしました。

御津町におきましては、平成18年9月29日に同町議会において、豊川市との合併協議を求める決議が可決され、10月31日に御津町長及び御津町議会議長から豊川市長及び豊川市議会議長に対して合併協議の申し入れがなされました。

その後、11月2日に開催されました愛知県市町村合併推進審議会におきまして、合併に係る構想対象市町村の組み合わせとして、豊川市、音羽町及び御津町の枠組みが決定され、これを受けて愛知県は、12月18日に愛知県市町村合併推進構想を策定し、同構想で正式に豊川市、音羽町及び御津町が合併推進構想対象市町村の組み合わせとして位置づけられております。

1 ページおめくりをいただきまして、平成19年2月19日には、合併に関する議論を進めていく上で参考となる課題等を整理した、豊川市・音羽町合併研究会報告書がとりまとめられました。

また、2月20日には豊川市・御津町合併研究会を設置し、豊川市・音羽町合併研究会での調査研究手法をみならって、5月14日に報告書を取りまとめております。

これら2つの研究会での調査研究の結果を踏まえ豊川市では、5月15日に豊川市議会が議会協議会を開催し、音羽町及び御津町からの申し入れに対する対応を協議し、申し入れを受けることと決定をいたしました。

この決定を受けて、翌16日に豊川市の正副市長及び豊川市議会の正副議長が音羽町及び御津町を訪ね、両町の申し入れを受ける旨を正副町長及び議会正副議長にお伝えをしました。

5月17日には1市2町の首長、正副議長、副市町長により法定合併協議会設置に向けて合併の方式など基本的な事項についての事前協議を実施し、1市2町の議会の了承を得て、5月23日に豊川市長と音羽町長及び御津町長との間で事前協議事項確認書が締結をされました。

6月8日には、1市2町の議会においてそれぞれ合併協議会設置議案が可決され、6月9日に豊川市・音羽町・御津町合併協議会が設置されたところでございます。

次に、3ページをごらんください。

5月23日に、豊川市長、音羽町長及び御津町長との間で交わされました事前協議事項確認書でございます。この確認書の位置づけとしましては、冒頭にありますように、合併協議会の設置に当たり、事前に1市2

町の間で合併協議の主な項目について、その基本方針を調整したものでございます。

確認事項は、全部で6項目ございます。

1は、合併の方式、新市の名称と行政運営の基本的な方針を定めたものでございます。

合併の方式は「編入合併」とし、名称は「豊川市」といたします。行政運営につきましては、原則として豊川市の例によるものとし、ただし、1市2町間で大きな差異がある場合には、旧一宮区域で実施している期限を限度として緩和措置の検討をするというものでございます。

2につきましては、合併の期日でございます。

音羽町長の任期であります平成20年1月20日を期限とし、今後、協議会の中で協議決定していこうというものでございます。

3は、事務所、すなわち市役所の位置と音羽町役場及び御津町役場の取扱いについてでございます。

市役所の位置は、現在の豊川市役所とし、両町の役場につきましては、当面の間、支所として存続するものとし、支所の組織、機能につきましては、住民サービスの低下を招かないよう配慮を行うというものでございます。

4は、地域審議会等の取扱いについてでございます。

現在の両町の役場に地域住民の意見を集約するため、合併特例法による地域審議会にかわる組織を設置するなどして、住民の声を行政に反映させるための配慮を行うというものでございます。

5は、議会議員の定数及び任期についてでございます。

合併により、音羽町及び御津町の議会議員は身分を失うこととなりますので、合併後、合併特例法第8条第2項及び同条3項の規定に基づきまして、新市の議会議員の定数を35とし、両町の区域等をそれぞれ選挙区とし、音羽町では定数2、御津町においては定数3の増員選挙を実施することとしたものです。

6は、新市基本計画策定に当たって基本方針を定めたものでございます。

新市の均衡ある発展を図るため、生活分野の基盤整備の格差の是正に努めるとともに、合併は行財政改革のよい契機であるとの認識から、国・県の財政支援などを生かし、厳しい状況にある財政の健全化もあわせて目指すこととしております。

次に、報告事項(2)豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置に関する協議書についてご説明を申し上げます。

資料5ページをごらんください。

合併協議会設置に関します協議につきましては、豊川市、音羽町及び

御津町の議会において議決を得ましたので、地方自治法の規定に基づき規約を定め、協議会を置くものでございます。平成19年6月8日に協議を終えているものでございます。

それでは、次のページ、6ページの豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約について説明をさせていただきます。

これは、協議会の基本的なことを20カ条で定めたものでございます。

第1条は、協議会の設置に関する根拠規定でございます。

第2条は、協議会の名称を定める規定で、「豊川市・音羽町・御津町合併協議会」とするものでございます。

第3条は、協議会が所掌する事務を定める規定で、合併に関する協議や新市基本計画の作成など三つの事務を掲げております。

第4条は、協議会の事務所の規定で、事務所は豊川市役所内に置くこととするものでございます。

第5条は、協議会の組織を定めたもので、協議会は、会長及び副会長を含む委員により組織する旨を定めてございます。

第6条は、会長と副会長に関する規定でございます。会長は豊川市長、副会長は音羽町長及び御津町長とするものでございます。

なお、同条第4項の規定にあります会長の職務代理者につきましては、会長があらかじめ指名した副会長がその職につく旨が定められており、協議会の設置に伴い会長が宇都野音羽町長を指名し、同町長から承諾を得ているところでございます。

第7条は、協議会委員に関する規定でございます。1号委員は音羽町長及び御津町長、2号委員は1市2町の副市長及び副町長、3号委員は1市2町の議長、4号委員は1市2町の副議長、5号委員は、1市2町の議会ごとに選出された議員で、豊川市が4名、音羽町・御津町が各2名、6号委員は、1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者、若干名でございます。

第8条及び第9条は、会議の招集、開催方法、意見の聴取に関しまして定めた規定でございます。

第10条は、協議会に顧問を置くことができる旨を、第11条では小委員会を設置することができる旨を定めた規定で、第12条は幹事会の設置を定めたものでございます。

第13条及び第14条は、協議会の事務局及び職員に関しまして必要な事項を定めたものでございます。

第15条は、協議会に要する経費は、1市2町で負担することを定めた規定でございます。

第16条は協議会の出納の監査に関する規定を、第17条は財務に関する事項、第18条では協議会委員等の費用弁償等に関する規定、第19条は協

議会廃止の場合の措置を定めた規定、第20条では、規約の定めがない事項については会長が会議に諮り、別に定めるとしたものでございます。

なお、附則にございますが、この規約は平成19年6月9日をもって施行されております。

以上が合併協議会規約でございます。

次に、8ページをごらんください。

報告事項(3)「豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約に関する協議書」でございます。これは、合併協議会規約に基づいて1市2町の長が協議して定めた事項でございます。

内容は、第1条、協議会の委員の定数は23名とする。

第2条、学識経験を有する者は、別表1のとおりとするということで、10ページのとおり1市2町の推薦しました2名ずつ6名の方々が選任されております。

第3条、事務に従事する職員は、別表2のとおりとするということで、1市2町から5名が6月9日付で派遣され、事務局職員として事務に従事しております。

第4条、協議会に要する経費については、1市2町の負担とし、その割合は均等割45%、人口割55%とすることとされております。

以降、第5条は、内容を変更する場合は別に変更協議書を取り交わすということ。

第6条では、協議書に定めるもののほか、必要な事項は1市2町の長が協議をして定めるということ。

第7条は、協議の発効でございますが、平成19年6月9日から発効するというものでございます。

最後の第8条でございますが、協議会が廃止したときにその効力を失うものとするものでございます。

なお、この協議書は、平成19年6月8日に協議を終えているものでございます。

次に、資料の11ページをごらんください。

報告事項(4)豊川市・音羽町・御津町合併協議会幹事会設置要綱から、21ページの報告事項(9)豊川市・音羽町・御津町合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程までは、合併協議会規約に基づいて会長が定めたものでございます。

それでは、11ページの報告事項(4)豊川市・音羽町・御津町合併協議会幹事会設置要綱について御説明いたします。

この要綱は、合併協議会規約第12条第2項の規定に基づきまして設置するものでありまして、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものでございます。

所掌事務といたしましては、第2条で協議会の会議に付すべき事項についての協議または調整と1市2町において調整を必要とする事項の協議に関する事としております。

幹事は、12ページの別表にございます10人で構成され、幹事長には幹事の互選により、豊川市の寺部副市長が選出されております。また、愛知県東三河事務所の鈴木康夫行政企画課長にオブザーバーをお願いし、ご承諾をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、資料の13ページをごらんください。

報告事項(5)豊川市・音羽町・御津町合併協議会専門部会設置要綱についてでございます。

この要綱は、合併協議会幹事会設置要綱第8条の規定に基づきまして、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものでございます。

所掌事務については、第2条で幹事長の指示を受け、協議会の所掌事務について専門的に協議し、または調整をすることといたしております。

組織としましては、第3条で、1市2町の事務所管部署の部長、次長及び課長、または部長、次長及び課長相当職にある者をもって充てるということになっております。

次に、資料の14ページをごらんください。

報告事項(6)豊川市・音羽町・御津町合併協議会分科会設置要綱についてでございます。この要綱は、合併協議会専門部会の設置要綱第3条3項の規定に基づきまして、分科会に関し必要な事項を定めたものでございます。

所掌事務につきましては、第2条で専門部会の部会長の指示を受け、専門部会の事務を補助するための協議及び資料の調製などを行うこととしております。

組織としましては、第3条で専門部会の部会長が選任する1市2町の事務所管部署の課長の職にある者をもって充てることとしております。

次に、資料の15ページをごらんください。

報告事項(7)豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局規程についてでございます。

この規程は、合併協議会規約第13条第2項の規定に基づきまして、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたものでございます。

規程の主な内容でございますが、所掌事務といたしまして、第2条で協議会の会議に関する事など、協議会の運営全般に関し必要な事項を行うこととしております。

なお、事務局への派遣職員は、豊川市から3名、音羽町、御津町から1名の5名でございます。

次に、18ページをごらんください。

報告事項(8)豊川市・音羽町・御津町合併協議会財務規程についてでございます。

この規程は、合併協議会規約第17条の規定に基づきまして、合併協議会の財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

規程の主な内容でございますが、協議会の事務の適正な運営を確保するために、歳入歳出予算については第2条から第5条まで、出納につきまして第6条から第8条まで、決算については第9条でそれぞれ必要な手続を定めております。

次に、資料の21ページをごらんください。

最後の報告事項になりますが、報告事項(9)豊川市・音羽町・御津町合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程についてでございます。この規定は、合併協議会規約第18条第3項の規定に基づきまして、合併協議会の委員等の費用弁償等について必要な事項を定めたものでございます。

規程の主な内容でございますが、第2条により報酬につきましては、日額8,600円とし、市長、町長、副市長、副町長、議長、監査委員である者を除いた議員並びに顧問については、報酬を支給しないというものでございます。

以上で報告事項(1)から報告事項(9)までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 　　ただいま事務局から九つの項目についてご説明がありましたが、皆さん方の方で、今の報告につきましてご質問あるいはご意見ございましたらお願いいたします。

(質問する者なし)

会 長 　　それでは、ご意見、ご質問もないようでございますので、ご理解いただいたものとしまして、ご了承いただいたものとします。

それでは、次の議事に入らせていただきますが、きょうは第1回と申しましても、きちんと決めておかなければならないことが多数ございますので、協議事項に入らせていただきます。

協議事項(1)でございます。豊川市・音羽町・御津町合併協議会運営規程(案)について、ご審議をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をしてください。

事 務 局 　　それでは、説明させていただきます。  
会議資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

協議事項(1)豊川市・音羽町・御津町合併協議会運営規程（案）についてでございます。

この規程は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会の運営に関して必要な事項を定めることを目的として、規約第20条の規定に基づき提出させていただきもでございます。

規程の内容でございますが、第1条は、規程の制定趣旨を定め、第2条は基本方針としまして、協議会の会議は公開として、公平かつ公正に運営しなければならないこととしております。

第3条は、会長等の責務としまして、会長は迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努め、委員は会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならないこととしております。

第4条は、会議の開閉としまして、会議の開会と閉会は会長が宣告することとしております。

第5条は、表決としまして、会議の議事は、会長及び出席委員の全会一致をもって進めることを原則としておりますが、表決が分かれた場合、または会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することとしております。

第6条は、傍聴としまして、会議は傍聴することができることとしております。

第7条は、会議録としまして、会議の開催日時、場所、出席委員の氏名、議題及び議事の要所を記載した会議録を調製し、会長及び会長が指名した2名の委員が署名しなければならないこととしております。

第8条は、会議録の公開としまして、会議録及び会議に提出された文書は公開することとしております。

第9条は、規律としまして、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を禁止し、会議場においては資料、新聞紙、文書などを配付するときは会長の許可を得なければならないこととしております。

第10条は、小委員会の設置としまして、必要がある場合は会長が協議会に諮って置くこととし、委員は協議会の委員のうちから会長が指名することとしております。

第11条は、委任規程であります。

なお、この規程は、本日平成19年6月22日から施行するものでございます。

以上で協議会運営規程（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

会 長                    それでは、ただいま説明がありましたこのことにつきましてご審議を

お願いいたします。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(質問する者なし)

会 長           それでは、特に御意見もないようですので採決を行います。  
                  協議事項(1)豊川市・音羽町・御津町合併協議会運営規程についてを  
                  原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長           ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。  
                  続きまして、協議事項(2)に移ります。  
                  豊川市・音羽町・御津町合併協議会会議傍聴規程(案)についてご審  
                  議をお願いします。  
                  事務局から説明をしてください。

事 務 局       それでは、説明をさせていただきます。  
                  会議資料の23ページをごらんいただきたいと思います。  
                  協議事項(2)豊川市・音羽町・御津町合併協議会会議傍聴規程(案)  
                  についてでございます。  
                  この規程は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会の会議の傍聴につい  
                  て必要な事項を定めることを目的として、規約第20条の規定に基づき提  
                  出させていただくものでございます。  
                  規程の内容でございますが、第1条は、規程の制定趣旨を定め、第2  
                  条は、傍聴席の区分としまして、傍聴席は一般傍聴席及び報道関係者席  
                  に分けることとしております。  
                  第3条は、傍聴の手續としまして、傍聴人は所定の場所で自己の住所  
                  と氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならないこととしております。  
                  第4条は、傍聴人の制限としまして、会長は、必要があると認めると  
                  きは、傍聴人の数を制限することができることとしております。  
                  第5条は、傍聴席に入ることができない者として、銃器、その他  
                  危険なものを持っている者、酒気を帯びていると認められる者など、同  
                  条各号に列記をしておりますように、会議を妨害し、または人に迷惑を  
                  及ぼすと認められる者は傍聴席に入ることができないこととしておりま  
                  す。  
                  第6条は、傍聴人の守るべき事項としまして、傍聴人は傍聴席におい  
                  て会議における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表  
                  明しないこと。談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないことなど、

同条各号に列記をしておりますように、会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしてはならないこととしております。

第7条は、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止としまして、特に会長の許可を得た者を除き、傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならないこととしております。

第8条は、職員の指示としまして、傍聴人はすべての職員の指示に従わなければならないこととしております。

第9条は、違反に対する措置としまして、傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれ制止し、その命令に従わないときは、これに退場を命じることができることとしております。

なお、この規程は本日、平成19年6月22日から施行するものでございます。

以上で合併協議会会議傍聴規程（案）の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

会 長 　　ただいま説明がありました、豊川市・音羽町・御津町合併協議会会議傍聴規程でございますが、ご審議をお願いいたします。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

会 長 　　それでは、特に御意見もないようですので採決を行います。  
協議事項(2)豊川市・音羽町・御津町合併協議会会議傍聴規程でございます。原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 　　ありがとうございました。ご異議なしと認めます。  
なお、この件につきましては、本日は原則公開ということでございましたので、会長の方から特に先ほど十の傍聴席は認めさせていただきました。傍聴席の方々も、本日のような品位をもってご参加いただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

協議事項(3)でございます。平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会事業計画（案）をご審議いただきます。

説明をお願いします。

事 務 局 　　それでは、ご説明をいたします。

資料24ページをごらんいただきたいと思います。

まず、会議の開催についてでございますが、協議会の会議を6回開催する計画をさせていただいております。

次に、調査研究事業でございますが、新たなまちづくりの方向性を示す重要な計画であります合併市町村基本計画の策定と合併協定項目の調整を行います。

次に、広報・広聴活動でございますが、住民の皆様への協議会の協議内容の情報提供といたしましては、全世帯配布の合併協議会だよりの発行を始めといたしまして、ホームページの作成管理、住民説明会の開催などを行ってまいりたいと考えております。協議会だよりは、5回発行予定です。住民説明会は、6回開催予定で、豊川市、音羽町、御津町で各2回ずつ開催予定でございます。

以上が、平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会事業計画（案）の説明でございます。よろしく申し上げます。

会 長 　　ただいま説明がありました、豊川市・音羽町・御津町合併協議会事業計画（案）についてご審議願います。ご審議ありましたらお願いいたします。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。  
波多野委員さん。

波多野（文男）委員　この会議の予定された5回の日時、これはもう日にちは変更ということはないと聞いていいですか。

会 長 　　では、事務局の方でお願いします。

事 務 局 　　本日が第1回でございますので、2回目から5回目はこの日程でいきたいと考えております。第6回につきましては、また今後調整をさせていただきます。

会 長 　　いろいろご都合がおありだと思いますが、ひとつ曲げてご参加いただきたいと存じます。かような日程で行いたいということでもあります。皆さん方、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 　　異議なしというお声もございましたので、それでは採決に移ります。ただいまのこの事業計画（案）でございますが、原案どおりご異議なしとお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長           それでは原案どおり可決されました。  
それでは、引き続きまして協議事項(4)に移ります。  
(4)は、平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計予算  
(案)でございます。  
説明をお願いします。

事 務 局       それでは、協議事項(4)平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議  
会会計予算(案)について説明させていただきます。  
資料の25ページをごらんください。  
合併協議会の平成19年度予算についてですが、歳入歳出予算の総額は、  
歳入歳出それぞれ1,379万5,000円と定めるものでございます。  
それでは、内容につきましてご説明申し上げますので、お手数ですが  
少し飛んでいただきまして、34・35ページをごらんいただきたいと思  
います。  
まず初めに、歳出から説明させていただきます。  
まず、1款総務費、1項総務管理費、1目会議費153万円でございます  
ますが、会議費の内訳としまして、合併協議会委員等報酬64万5,000円。  
これは、報酬日額1人当たり8,600円でございます、協議会を6回、  
住民説明会6回を開催することを想定しております。  
続きまして、合併協議会委員費用弁償2万7,000円。これは6号委員  
の方の旅費でございます。  
続きまして、協議会運営費として85万8,000円。この内訳は、協議会  
の会議録作成委託料などの委託料60万5,000円、住民説明会託児及び手  
話通訳謝礼に3万円、一般諸経費として、需用費22万3,000円の計上を  
いたしております。  
次に、1款1項2目事務局費244万5,000円でございますが、これは事  
務に係る経費でございます。内訳としましては、職員の普通旅費6万  
5,000円、切手代、電話代、インターネット通信料等の通信事務費に  
19万2,000円、事務局管理費として、コピー機などの賃借料48万円、臨  
時職員経費負担金113万9,000円、需用費などの一般諸経費56万9,000円  
を計上しております。  
続きまして、1款1項3目調査研究費541万円でございますが、これ  
は、事業計画案でご説明いたしました調査研究事業に係る経費ござい  
ます。内訳としましては、新市基本計画策定、住民説明会パンフレット  
の作成に係る委託料でございます。

次きまして、36ページ、37ページをごらんください。

1款1項4目広報費411万円でございますが、内訳としましては協議会だよりの発行を5回予定しておりまして、その費用が315万円、新市啓発関係印刷物作成費用として57万6,000円、ホームページ作成管理委託費として38万4,000円を計上いたしております。

以上、歳出合計は予備費の30万円を含めまして、合計で1,379万5,000円となるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

資料をお戻りいただきまして、32ページ、33ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1款1項1目1節の構成市町負担金1,379万4,000円でございますが、負担金につきましては、協議会規約に関する協議書第4条により、経費は1市2町の負担とし、その割合は均等割45%、人口割55%とするとなっておりますので、その割合によりまして計算いたしましたところ、豊川市負担金856万6,000円、音羽町負担金250万1,000円、御津町負担金272万7,000円でございます。

次の2款1項諸収入では、科目取りといたしまして、1,000円を予算計上させていただいております。

以上で平成19年度予算（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

会 長 　　ただいま19年度の合併協議会会計予算（案）が上程されましたが、皆さん方の方でご意見等がございましたら、どなたからでも結構でございます。ご発言をお願いします。

米谷委員さん、どうぞ。

米谷委員 　　37ページの広報費の中のホームページの作成管理委託とありますけれども、このホームページの開示ができるのはいつごろになるのでしょうか。

会 長 　　事務局の方でお願いします。

事 務 局 　　今準備しておりまして、7月1日以降閲覧できるように準備いたしております。

米谷委員 　　以上です。

会 長 　　ほかにございませんか。

歳入の方では、三つの議会で既に決議いただいておりますので、お金が入ってくることは間違いないわけでございますので、支出の方、何かいいアイデアとか何かありましたらどうぞご発言をしてください。

(発言する者なし)

会 長 それでは、ないようでございますので、採決に移ります。  
ただいまの平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計予算、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。  
引き続きまして、協議事項(5)でございます。合併協定項目について、ご審議をお願いします。  
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、協議事項(5)合併協定項目(案)について説明させていただきます。  
資料は38ページをごらんください。  
今後、合併協議会において協議をいたします合併協定項目について、  
1、合併の方式から24、新市基本計画まで24項目を提案させていただきます。  
39ページ以降に参考資料としまして、合併協定項目の概要を説明させていただきますので、そちらの方をごらんいただきたいと思っております。  
1、合併の方式でございます。  
合併の方式につきましては、編入合併と新設合併の2方式ございます。この項目につきましては、事前協議確認書において「編入合併とする」という基本方針が確認されております。  
2番、合併の期日でございます。  
合併の期日につきましては、合併の効力発生要件であります総務大臣の告示、事務事業の移行、電算システムの統合などに要する期間、住民への周知期間などを踏まえまして、最終的に合併期日を検討する必要があります。  
この合併期日につきましては、事前協議確認書におきまして、「平成20年1月20日を期限とする」ことが確認されております。具体的な合併

期日について協議をしていくということになります。

3、新市の名称につきましても、編入合併の場合につきましても、通常、編入する市町村の名称とすることが一般的でございます。これにつきましても事前協議確認書におきまして、「豊川市」とするということが確認をされております。

4番は、新市の事務所の位置でございます。

新市の事務所の位置につきましては、編入合併の場合には、編入する市町村の役所を新市の事務所とする場合が一般的でございます。なお、編入される市町村の役場につきましては、支所とするのが一般的でございます。こちらにつきましても事前協議確認書におきまして、「現在の豊川市役所を新市の市役所とし、現在の音羽町及び御津町役場については、当面の間、支所として存続する」ということが確認されております。

1ページおめくりいただきまして、40ページをごらんください。

5、議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

編入合併の場合には、編入される市町村の議会議員の方が身分を失うということになりますが、合併特例法に定数特例等の規定がございます。また、編入合併の場合には、地方自治法に基づきまして、任期の途中に増員選挙を行うことができるという規定もございます。事前協議確認書におきまして、合併特例法に基づきまして、「音羽町の区域で定数2名、御津町の区域で定数3名の増員選挙を行う」ということが確認をされております。

6、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございます。

農業委員会の委員につきましては、専任による委員と選挙による委員によって構成されております。選挙による委員に限り、編入合併の場合に40人以内で新市の委員として在任することができるという特例措置がございます。この特例措置を適用するかどうか、今後協議をしていくということになります。

7、一般職の職員の身分の取扱いでございます。

本来であれば、編入される市町村の職員の身分は失われるということになりますが、合併特例法によりまして、引き続き市町村の職員として身分を保有するよう措置しなければならないと規定されております。この基本方針について、協議会の場で確認をしていくということになります。

8、地方税の取扱いでございます。

市町村税は現在、普通税として市町村民税、固定資産税、軽自動車税等が、それから、目的税といたしましては都市計画税、入湯税等が課税されております。合併特例法第16条の規定によりまして、合併関係市町村間で著しく税率が異なるなど、直ちに均一の課税をすることが公平を

欠くと認められる場合には、合併年度及びこれに続く5年度に限り課税をしない。または、不均一の課税をすることができるとする特例措置がございませう。この取扱いについて協議する必要がございませう。

続きまして、41ページですけれども、9、地域審議会等の設置でございませう。

合併特例法では、旧市町村ごとの意見を新市の施策に反映させる制度として、地域審議会等の制度を規定してございませう。これにつきましても事前協議確認書におきまして、現在の音羽町及び御津町役場に地域住民の意見を集約するため、地域審議会にかかわる組織を設置することが確認をされてございませう。今後は協議会の場で具体的な設置内容についてご協議いただくことになりにませう。

10、財産及び債務の取扱いについてでございませう。

原則的には合併関係市町村の財産、土地、建物、債権及び債務は、すべて新市に引き継がれることになりにませう。ただし、すべての財産を新市に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合には、財産区を設置することがございませう。財産及び債務の取扱いについて協議をしていく必要がございませう。

11、特別職の職員の身分の取扱いについてでございませう。

編入合併の場合には、編入される市町村の特別職の職員の方の身分が失われることになりにませう。その後の新市におきまして特別職の行政委員会、附属機関、非常勤の特別職の扱いについて協議を行っていくということになりにませう。

42ページでございませう。

12、条例規則等の取扱いについてでございませう。

編入合併では、編入される市町村の条例規則等は、原則失効するということになりにませう。なお、編入合併におきましても事務事業の一元化による制度改正等、必要がある場合には新市の条例規則の改正をして対応するということが可能でございませう。

13、組織及び機構の取扱いについてでございませう。

新市の組織、機構につきましても、合併後の円滑な行政執行のために、早期に確立しなければなりません、具体的な事務組織は協議会における調整結果に基づいて合併時まで調整していくことになりにませう。協議会では、調整に際しての方針について協議をいたしませう。

14、町名・字名の取扱いについてでございませう。

町または字の名称は、住民生活に密着する事項であり、地域の歴史や文化と大きなかわりを持つことが多いため、慎重な協議が必要です。旧音羽町及び御津町の町名、字名についてどのような取扱いにするか協議を行っていく必要がございませう。

15、慣行の取扱いについてでございます。

市町村章、市町村民憲章、市町村の花、木などの慣行は、住民生活に密着したものでございます。編入合併の場合には、編入する市町村のものを継承する 경우가一般的でございますが、その基本方針について協議をしていただく必要がございます。

16、公共的団体の取扱いについてでございます。

商工会議所、商工会等の産業経済団体、文化協会、体育協会等の文化事業団体等公共的活動を営む団体のあり方は、原則としましては、それぞれの団体が自主的に決定すべき事項ですが、協議会におきましては、新市としての基本的な方針を協議する必要がございます。

次のページをごらんください。43ページになります。

17、一部事務組合等の取扱いについてでございます。

合併関係市町村が構成団体の一部となっている一部事務組合は、編入合併の場合には、当該市町村の法人格が消滅することに伴い、組合からの脱退手続が必要になります。

なお、一部事務組合のほかにも、地方自治法に基づく協議会、事務委託などの方式で1市2町で広域的に処理している事務事業の今後の取扱いについて協議する必要がございます。

18、使用料、手数料等の取扱いについてでございます。

公共施設の使用料、窓口事務の手数料等の取扱いについて協議いたします。

19、補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

市町村は、公益上必要がある場合は、各種団体等に対し、補助金等を交付することにより、財政的支援をすることができます。これにつきましては、個々の補助金等について協議検討することは困難であります。その一般的な新市における取扱いの方針について協議する必要がございます。

20、消防団の取扱いについてでございます。

消防団は、現在、1市2町にそれぞれ1団設置されてございます。1市町村当たりの設置数につきましては法律上制限がございませんが、市町村合併が行われた場合は、ほとんどの事例において統合が行われております。本地域についても統合するかどうか協議する必要がございます。

21、国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

市町村が保険者として運営しています国民健康保険につきましては、豊川市と2町の間では、制度が保険料と保険税で異なることや、税率についても同一ではありません。このため、新市の国民健康保険事業としてどのような形で統一を行っていくか協議する必要がございます。

なお、国民健康保険料、あるいは国民健康保険税につきましては、合

併特例法、あるいは国民健康保険法に基づきまして、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一賦課、あるいは不均一課税ができる規定がございます。この特例措置の取扱いについても協議する必要がございます。

22、介護保険事業の取扱いについてでございます。

同じく市町村が保険者として運営しています介護保険は、1市2町間で保険料等が同一ではありません。介護保険につきましても、新市においての統合をどのように行っていくのか協議する必要がございます。

23、各種事務事業の取扱いについてでございます。

市町村が実施している各種事務事業のうち、住民生活に影響を及ぼす主要なものについて、個々の事務事業ごとにおいて協議会で調整方針を協議する必要がございます。

24、新市基本計画についてでございます。新市基本計画は、新市の円滑な運営を総合的かつ効果的に推進することを目的として作成するもので、新市のまちづくりの基本方針、ビジョンを明らかにするものでございます。

恐れ入りますが、また38ページにお戻りいただきたいと思っております。

以上が合併協定項目として提案させていただきます1から24の項目の概要でございます。

以上でございます。

会 長 　　ただいま合併協定項目についての説明があったわけでありまして、本案に対する質疑がございましたら、ご質疑をお願いいたします。

多くの項目について、また幹事会、いろいろなところで議論されて、それぞれのところで挙がってくるものと想定されます。基本的な事項でございますが、ご意見がありましたらここでお願いいたします。ございませんか。

どうぞ。

中村委員 　　協定項目にないのですが、例えば、音羽町、御津町と友好都市、災害協定、そういうところがあれば、その辺も協議していく必要があるかと思っております。

会 長 　　そうですね。そうですねと言って、答えにならないかもしれませんが、そういうことについては、この中のどこの項目に入っているのですか。

事務局 　　23の各種事務事業の取扱いの中で取り上げていきたいというふうに考

えておりますけれども。

会 長 23のところでは協議しているいろいろな挙がってくるものと思います。  
それでは、ほかにございませつか。

(発言する者なし)

会 長 特に意見もないようですので、採決を行います。  
協議事項(5)合併協定項目についてを原案どおり決することにご異議  
ございませつか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ご異議なしということでございます。よって、本案は原案どおり可決  
されました。  
続きまして、協議事項(6)新市基本計画骨子(案)についてご審議を  
お願いいたします。  
それでは、説明をお願いします。

事務局 それでは、協議事項の(6)新市基本計画骨子(案)について提案をさ  
せていただきます。

お手元の資料45ページをごらんいただきたいと思ひます。

1. はじめにですが、合併の必要性を最初に持ってきております。や  
はり、なぜ必要なのかを前面に出していくことが一番大切ではないかと  
考えまして先頭に持ってきております。

次に、計画の総論であります。計画策定の方針について記述をいたし  
ます。

次に、2. 新市の現況ですが、統計的なデータで現況を示し、その現  
況等を踏まえた課題について記述します。

次に、3. まちづくりの基本方針ですが、2の(5)この地域の課題を  
踏まえ、将来像をどうとらえ、どんなまちづくりを目指すのかを明確に  
していきます。また、人口の見通しや将来の都市構造についても記述す  
ることとしています。

次に、4. 新市の施策ですが、将来像を実現するためにどのような事  
業を行っていくのかを位置づけてまいります。

重点プロジェクトという項を設けておりますが、特別新たに大きなプ  
ロジェクト、建物を建てるというのではなく、既存の事業であっても  
新市になったときに基盤整備として重点的に行う必要があるものや、福

祉サービスなどのソフト事業で新しい地区にも広げていくべき事業などを重点的的事业として位置づけてまいりたいと考えております。

なお、施策の大綱に当たる分野別、主要施策の項目につきましては、第5次豊川市の総合計画の基本計画における項目立てをベースにしております。

次に、5. 新市における愛知県事業の推進ですが、幹線道路網の整備などを中心に、新市において県が実施、あるいは実施に向けた検討等を行っていただける事業の取りまとめを行います。

次に、6. 公共施設の統合整備ですが、現在ある公共施設を新市においてどう整備を図るのかという方針を記述するものです。

次に、7. 財政計画ですが、現行制度を基本に算定を行いますが、過大な見積もりをしないよう留意するとともに、合併による経費節減効果等を見込み算定することとします。

以上で協議項目(6)新市基本計画の骨子(案)の説明を終わらせていただきますが、今後の予定としましては、次回の協議会で策定状況をご報告させていただきまして、第3回の協議会で新市基本計画の素案を協議していただきまして、その後、県と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

提案の説明は以上でございます。

会 長 ただいまは、新市基本計画の骨子につきまして提案がございました。こういった項目の中で新しい市の将来像を描いていきたいということでございます。ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

会 長 特にご意見もないようですので、採決を行います。  
協議事項(6)新市基本計画骨子についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、協議事項(7)合併の方式に移ります。

これは、「宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃し、その区域を豊川市に編入する編入合併とする。」

ご異議はないですね。よろしく会長からお願い申し上げまして、ご理

解のほどお願いします。

それでは、決定ということですね。

それでは、協議事項(8)でございます。「合併の期日について」。

「合併の期日は、平成20年1月15日とする。」こういうふうにしたしたいと思います。

何曜日ですか。説明があるの。はい、どうぞ。

事務局 ただいまありました、「合併の期日は、平成20年1月15日とする。」という日にちを決めた内容について……。

会 長 曜日だけでいいですから。何か、しゃべりだしたついでに、どうぞ。

事務局 済みません。曜日は、火曜日でございます。

会 長 火曜日だそうです。  
何で火曜日にしたかと。

事務局 それでは、なぜ1月15日としましたかについてご説明させていただきます。

現在のスケジュールでいきますと、県の9月議会で合併議案を可決していただきまして、11月中旬ごろには合併の効力発生用件であります総務大臣の告示がされるというふうに考えております。

そうしますと、合併の期日はおおむね12月以降であれば、どの日付でも手続上は可能であるということになるかと思えますけれども、合併に伴いましては、電算システムの統合ですとか、いろいろな事務事業の統合に向けまして相当な期間を要します。それから、住民への周知ということも考えれば、できる限りお時間をいただければ幸いということでございます。

また、税や住基といった基幹システムの統合作業を合併直前に行う必要がございますが、万が一のトラブルに備えた予備日を含めまして、二、三日の作業日が必要となります。

加えて、統合作業を休日に行うことによりまして、住民の方に極力影響を及ぼさないようにすることも可能となります。

以上の点を考慮いたしまして、事前協議において確認された期限であります「平成20年1月20日」の直前の連休後であります平成20年1月15日を合併の期日として提案をさせていただきました。

以上でございます。

会 長 お聞きのとおりでございます。この件につきましては、私の方へも何回もいろいろな条件をお話しただいておりますけれども、説明いただいているはつきり思い出した次第でございますけれども、ご異議ございませんね。  
どうぞ。

関森委員 済みません。ちょっと1点だけ気になることがありますので。1月15日は異議は申し上げませんが、ただ、この時期、成人式がちょうどありますけれども、例えば音羽町の場合、恐らく出納の閉鎖を早い時期に行うようなことが起こってくると思うのですが、成人式を行うことによって、その出納の問題がどうなるのだろうと。例えば、音羽町として最後の成人式を若い子たちが希望しているのではないかなとか、そういったことをちょっと心配したものですから、その点をどういうふう考えてみえるかだけお願いしたいと思います。

会 長 私の方からお答えしますけれども、豊川市はこの日を外して、13日にいたします。いろいろ行事がおありだと思いますけれども、最後の音羽町としての成人式……、御津町は日曜日ということは、13日ですね。音羽も13日だそうです。

関森委員 最後のあれとしてやってもいいんですね。

会 長 もちろんそうです。15日までは音羽の役場は精力的に行事を行っていただいています。ただ、私は個人的には大変困っておりまして、長男の結婚式を変えなければならないと。そういう条件は我慢してください。いろいろおありだと思いますけれども、そういうことがございます。息子は怒っておりますけれども。ホテルを押さえ込んでおいて変えよと。個人的とか、いろいろ公私ともどもおありだと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、ご異議ないものとして決定させていただいてよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 よろしく申し上げます。  
それでは次に移ります。「新市の名称」でございます。  
「新市の名称は、豊川市とする。」、よろしいでしょうね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしということで決定させていただきます。協議事項(9)は、決定ということにさせていただきます。

それから、協議事項(10)に移ります。新市の事務所の位置について。

「新市の事務所の位置は、豊川市諏訪町一丁目1番地とする。現在の音羽町役場及び御津町役場については、当面の間、支所として存続するものとする。」。

この「支所」という名称でございますが、「総合支所」とかいろいろな名称がございますが、名前はともかくとして、支所という形にするのが一番いいのではないかと。中身についての協議は何か決まっておりますか。

事務局 事務方の方でいろいろ検討させていただきます。

会 長 今、幹事会の方で副市長を中心に、副町長さんたちとそれぞれの役場の幹部と、どういう公共施設の扱い方をするか、今後きちんとそれぞれの住民の皆さんがご満足いただけるような形に相談中でございます。この件につきましては、今後また皆さんのご意見も伺うこともあるかと思っておりますが、ほかに何かこの件についてございますか。

美馬さん。

美馬委員 音羽町役場及び御津町役場の「当面の間」、これの目安を。

会 長 「当面の間」につきましては、事務局長。

事務局 先ほどお話がありましたように、支所の方の組織とか、そうしたものをどうしていくかという中で一緒に検討していきたいと思っております。今のところ特別、何年間とか、そういうふうな形では話が私どもの方としてはできるような状況ではございませんので、また決まりましたら説明の方はさせていただきますと思います。

会 長 美馬委員さん。

美馬委員 そのようなお答えが返ってくるとは思っていたんです。一宮の総合支所が、総合支所としての機能をおおよそ5年間というふうになっています。その辺で、これはどうなのかなということを、最初に聞けばよかったんですが、ごめんなさい、回りくどくて。音羽町と御津町の場合には、

一宮町の総合支所の5年間、これと帳尻を合わせるのかどうかということですよ。どんなつもりで……。

会 長           これは副市長の方で、私、会長ですので、副市長に答えさせていただきますので。幹事長。

幹 事 長           私からお答えを申し上げます。

一宮町の場合、総合支所といいまして、幾つかの課を設置いたしましたスタートいたしました。そういう意味で総合支所という言い方をしております。もう既に合併をして1年半ぐらいたつわけですけれども、現実の問題として、一宮の総合支所の事務事業そのものが非常に少なくなってきた。極端でございます。現実問題として、旧一宮町にお住まいだった方々が役場に訪れていただく場合、ほとんどが本庁、この豊川の市役所にお越しいただくケースが増えております。福祉あたりなんかは特に、町の場合は県事業として実施してきたと、こういうものもたくさんあります。ただ、市になりますと、全部市の方で処理をすると、こういうことになってまいりますので、したがって、どうしても窓口に来られますと、例えば住民課の窓口に来られても、福祉だとか、関連部分は1カ所で済むという、こういうような特典が逆にございます。

したがって、そういう意味合いで、一宮の場合、総合支所という形でスタートを切ったわけですけれども、課の方は幾つか配置はしてございますけれども、職員の人数といたしましては相当減ってきているというのが現実でございます。

したがって、「当分の間」というのも、その後の職員の配置だとか、課とした形をどういうふうにまとめていくのかとか、そこら辺を総合的に検討してまいりたいと。こういう意味で「当分の間」というふうにさせていただきます。

ですから、住民窓口センターといいますか、そういうようなもので将来的にいくのか、最近、本当にコンピュータでいろいろな所のできるようになった。豊川市の場合でも、税金あたりもコンビニで納めていただけるような、こんなことも取り入れだしたりもしているものですから、そこら辺はもう少し総合的に考えさせていただいて、今のところは「当分の間」でご理解を賜りたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

会 長           青井茂夫様。

青井委員           音羽の青井ですけれども、この支所という、行政組織の末端の性格で

すけれども、普通、自治体でこういういろいろなものをつくると、組織条例で新設、改廃したり、いろいろするのが普通だと思いますが、この場合には、例えば市の条例で支所を設けるとか、そういうような形をおとりになるのか、何となしに、出張所だが、出先だかわからないが、職員をなにがしか張りつけて、これぐらいの仕事をやりなさいというようなことでおやりになるおつもりか、はっきりした条例で支所の制度をつくって、そこに支所の権限を持たせておやりになるおつもりか、その辺の気持ちをひとつ聞かせてください。それによって音羽も本当にいろいろ心配して考えていることがありますので。

会 長 今やっている、この合併協議会というのは法定協議会でございます、ここで決めたことは法律的に施行すると、こういうことでございますので、当然、新市ができた場合の市議会もそれを尊重して続けるべきだということでございまして、支所となれば、法的効力は当分の間支所として存続するということでございますので、何らご心配はないと思います。ただ単なる口約束とか、ここで決まったからという、そういう軽いものではございません。

青井委員 もう適当なときが来たから引き上げてしまえという、そんなことでも……。

会 長 はい。

幹 事 長 条例でいくのか、規則でいくのかというのもあわせて幹事会で検討させていただきたいと、そういうふうに思います。

窓口センターとかって、私の方も国府だとか豊川の駅東にもあるのですけれども、あそこは規則でやっているんですね。そこら辺も条例でいくのか、規則でいくのかというのも、それぞれ市町の幹部職員を入れて十分議論をしていきたいと、こんなふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

会 長 というのは、ここで決まったことは新市の構想からすべて受け継ぐものですから、途中で変更はないわけです。新しい新市になったときの議会で変更はあり得るけれども、当分の間これを存続するということは尊重されるべきだと私は思っています。

それでは、この件につきましてほかにご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 はい、それでは採決をとらせていただきます。  
この新市の事務所の位置についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。それでは決定とさせていただきます。  
時間が若干長くなりましたが、あと(11)(12)(13)(14)と。  
休憩とらなくてよろしいでしょうか、どういたしましょう。  
まだ頑張れそうな顔でございますので、それでは引き続いてやらせていただきます。  
それでは、協議事項(11)に移ります。議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。  
説明をお願いします。

事 務 局 お手元の資料50ページをごらんいただきたいと思います。  
協議事項(11)議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。  
提案といたしましては、「合併時に音羽町及び御津町の議会議員は身分を失い、合併後、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び同条3項の規定に基づき、新市の議会議員の定数を35人とし、音羽町の区域を選挙区とする増員選挙(定数2)及び御津町の区域を選挙区とする増員選挙(定数3)を実施するものとする。」というものでございます。

会 長 協議事項(11)の説明がございましたが、ご意見を賜りたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 よろしいでしょう。それでは、ご意見もないようですので採決をとらせていただきます。  
協議事項(11)について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは決定とさせていただきます。  
協議事項(12)に移ります。一般職の職員の身分の取扱いについてをお願いいたします。

説明をお願いします。

事務局

では、協議事項(12)でございます。一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。会議資料は51ページということです。

内容といたしましては、「音羽町及び御津町の一般職の職員は、すべて豊川市の職員として引き継ぐものとする。音羽町及び御津町の一般職の職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、豊川市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。職員数については、新市において現行の定員適正化計画を見直すものとし、定員管理のさらなる適正化に努めるものとする。一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、豊川市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。」というものでございます。

合併特例法の第12条第1項におきまして、「合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」、さらに第2項において、「職員のすべてに通じて身分取扱いは公正に処理されなければならない。」という規定がございます。

協議事項の1段目、2段目につきましては、この合併特例法の基本方針を確認したものでありまして、これらの方針を踏まえつつ、新市における職員数の適正化に努めていくというものでございます。

説明は以上でございます。

会長

ただいま協議事項(12)につきまして説明がありました。ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長

なしというお声がかかりましたので、採決をとらせていただきます。一般職の職員の身分の取扱いについての件でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長

異議なしということでございますので、ここに書かれたよう形で決定とさせていただきます。

それでは、協議事項(13)に移ります。地域審議会等の設置についてでございます。

説明をお願いいたします。

事務局

協議事項(13)地域審議会等の設置についてでございます。

内容といたしましては、「現在の音羽町及び御津町役場に、地域住民の意見を集約するため、合併特例法で規定される地域審議会等に代わる組織を設置するものとし、住民の声を行政に反映させるための配慮を行うこととする。」というものでございます。

本日の協議会の最初の報告事項(1)の合併の経緯の説明の中でも触れました、今年5月23日に締結されました事前協議事項の確認書の4点目が、地域審議会等の取扱いでございました。この事前協議で確認された内容を受けまして、合併特例法で規定される「地域審議会等に代わる組織」という位置づけで、現在の音羽町、御津町の役場に住民の皆様からの意見集約を可能とする機能を持った組織を設置することで、住民の皆様の声を行政に反映させていくというものでございます。

説明は以上でございます。

会長

地域審議会等の設置についての説明がありました。ご意見がありましたらご発言をお願いします。

はい、山本さん、お願いします。

山本委員

この地域審議会から、それに代わる地域協議会ということで、また事前的な協議ということだと承っておりますけれども、先の一宮町さんは地域審議会で臨んだという経緯だと思っておりますけれども、この地域協議会ですか、それに関する規約とか、審議会の場合は1条から2条ぐらいの条文でできていると思うんですけれども、そういった規約等は次回配布されるのか、ただこれを認めて、もうそちらでつくって、ちゃんちゃん終わるというわけではなくて、協議項目等々もこの協議会には示されるんでしょうか。それはいつ頃になるかお伺いします。

会長

事務局の方で説明をしてください。

事務局

そうした規約をいつ頃かということですが、きょうこれでご承認をいただければ、そうした規約等の作成にとりかかっていると思っております。従いまして、何回というようなお約束はちょっとできませんが、必ずこの協議会の場でお渡しするような形でいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

会長

一宮町の例等もございますので、非常にご活躍いただいて、新市にな

ってからもいろいろなご意見がこの方々から、私のところではもちろんでございますけれども、議会へも提案されております。だから、その前も後も地域審議会の方々には、協議会、まあ、名称はともかくとして、いろいろな諸団体の件についても当然ご意見いただくと、こういう姿勢でございます。よろしくお願いします。

それでは、協議事項(13)でございますが、他にご意見がなければ採決に移らせていただきます。

皆さん方の方で、この地域審議会の設置についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。それではこういった原案どおり決定とさせていただきます。

協議事項(14)でございます。特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 では、本日最後の項目となります協議事項(14)特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

内容といたしましては、「音羽町及び御津町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）の職員は、合併の前日をもって失職するものとする。行政委員会（農業委員会を除く。）及び審議会等の附属機関並びに嘱託員等の非常勤の特別職については、現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、独自に設置されているものについては、合併時までそのあり方を検討する。なお、行政委員会及び附属機関等の委員構成については、1市2町の長が別に協議して定める。」というものでございます。

前段につきましては、編入合併の場合には、編入される側の市町村の特別職はすべて失職いたしますので、その原則を確認したものでございます。

後段につきましては、行政委員会、審議会等、引き続き新市において設置する必要があるものがございますが、これらにつきましては、それぞれの地域性といったものも考慮する必要がある場合が考えられますので、独自に設置されているものについては、そのあり方について検討する必要があります。また、委員等の構成は1市2町の長が別に協議して定めるというものでございます。

なお、行政委員会のうち、農業委員会につきましては別の項目として、追って後日提案させていただく予定となっております。

以上をもちまして説明を終わります。

会 長 説明が終わりましたので、本案に対する審議に入ります。ご質疑等ありましたらお出しいただきたいと思います。

(発言する者なし)

会 長 特にご意見もないようですので、採決を行います。  
協議事項(14)特別職の職員の身分の取扱いについてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。  
以上で、急ぎましたが本日の議案審議は終了しました。  
長い時間、皆様方には本当にありがとうございました。  
その他日程としまして事務局から説明がありますので、ちょっとお待ちください。

事務局 次回の第2回の合併協議会の開催につきましては、7月2日、月曜日、午後1時30分から。場所は本日と同じ、豊川市役所の協議会室で行います。ご予約の方をよろしくお願いをいたします。

議題としましては、使用料・手数料等の取扱いといった事項を初め6項目から7項目ぐらいの協議を予定しております。

なお、先ほど委員さんからご質問がありましたけれども、協議会は短い期間で開催を予定しておりますので、本日ご承認をいただきました協議会スケジュールのとおり開催日を予定させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

会 長 それでは皆さん、ご苦勞様でございました。終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時40分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年7月2日

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

会 長

署名委員

署名委員